

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 45(オ)556	原審裁判所名	高松高等裁判所
事件名	数量不足による過払代金返還請求	原審事件番号	昭和 42(ネ)223
裁判年月日	昭和 45 年 11 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 45 年 2 月 27 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 101 号 347 頁		

判示事項	所宅地の売買がいわゆる数量指示売買ではないとされた事例
裁判要旨	(省略)

全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする

理 由

上告代理人中矢近太郎、同今井源良の上告理由一、二について。

民法五六五条にいういわゆる数量指示売買とは、当事者において目的物の実際に有する数量を確保するため、その一定の面積、容積、重量、員数または尺度あることを売主が契約において表示し、かつ、この数量を基礎として代金額が定められた売買を指称するものであるとするのが当裁判所の判例である（昭和四一年（オ）第七七〇号、同四三年八月二〇日第三小法廷判決、民集二二巻八号一六九二頁）。

ところで、原審は、第一審原告は第一審被告および選定者から、その共有の松山市 a b 番地の二の宅地をその地上にある建物二階建延坪一五七坪五合三勺および同地上、建物内にある旅館設備、什器、造作等一切と共に買い受けたが、同人において引続き右建物で温泉旅館を経営する前提のもとに取引が行なわれたもので、現に「湯の香」なる名称で一年あまり旅館業を営んでいたこと、その売買にあたり第一審被告は、宅地の面積は公簿上は一八坪三合三勺となつているが実際の面積は一三坪八合で、少なくとも一三坪あることは間違いないと確言したので、第一審原告はこれを信じたこと、しかし売買代金に関しては宅地のみの価額は別に定めず、前記の一切のものを含んで金二、八〇〇万円と合意したこと、右一三坪という坪数は一応の目安であるにとどまり、右代金は、現に温泉旅館「湯の香」の敷地となつている土地、地上建物、その他旅館設備一切に着目して決定されたものであることを確定しているのである。この原判決の認定は挙示する証拠関係に徴し首肯することができる。そうすると、冒頭の説示に照らすに、本件売買はいまだいわゆる数量指示売買にあたるものとはいえない旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法は認められない。したがって、論旨は採用することができない。

同三について。

所論は、第一審判決の違法をいうにすぎず、上告適法の理由とするに足りない。したがって、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎 裁判官 藤林益三)